平成２３年（フ）第４５５号
京都市中京区西ノ京池ノ内町22番地５
債務者　坂倉　　楓
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７８号
広島市安佐北区安佐町大字久地381番地24
債務者　濱崎　美帆（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９１１号
広島市安佐北区可部東３丁目３番４号
債務者　橋川　浩章
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７号
広島市西区天満町18―21―803、住民票上の住所広島市東区上温品２丁目33番８号
債務者　池元　貴佳
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８４号
広島市中区東白島町17番23―401号　日高ビル
債務者　望月遊こと　重廣　美保
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２８号
広島市安佐北区可部東２丁目16番21―203号
債務者　朝川　照子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０９号
広島市東区戸坂惣田２丁目11番13―１号
債務者　光廣ゆかり
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１９号
広島市安佐南区伴東１丁目43番35号
債務者　福田　浩子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４４号
広島市安佐北区落合４丁目４番31―305号
債務者　田中　裕代
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７号
北海道虻田郡倶知安町北４条東４丁目３番地４　望羊団地２号棟202号室
債務者　木村　優輝
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第１０号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須128番地
債務者　日髙　荘介
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１１号
静岡県賀茂郡西伊豆町宇久須128番地
債務者　日髙八千代（旧姓菊本・堤）
1　決定年月日時　平成23年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第９４７４号
大阪市東淀川区井高野４丁目２番４―306号
債務者　今西　康裕
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８６号
大阪府大東市御供田４丁目６番19号
債務者　河村　秀明
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９５５号
大阪市東成区大今里西３丁目１番９号　クリスタルアークニーナ901号
債務者　冨安ひとみ
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７１号
大阪市淀川区西三国３丁目22番13号
債務者　齋藤真寿美
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１１０号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目12番５号　ルミナール加賀屋502
債務者　崎原由美子
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部